

後期高齢者医療制度のお知らせ

交通事故など、第三者の行為によりけがや病気になったときは？

交通事故（自動車事故や自転車事故等）や飲食店等での食中毒など、第三者（加害者）の行為によってけがや病気になったとき、本来、治療費は加害者が全額負担するのが原則ですが、被保険者証を使って治療することができます。治療費のうち後期高齢者医療制度の負担分については、後期高齢者医療制度が一時的に立て替えて、後日、加害者に請求することになります。

■第三者の行為とは？



交通事故



他人の飼い犬にかまれた



購入食品や飲食店等での食中毒



暴力行為 など

■第三者の行為による被害を受けたらどうすればいいの？



◆医療機関に伝えましょう

医療機関に対して第三者行為によるけがなどにより、保険証を使用して治療を受ける旨をしっかりと伝えましょう。



◆警察に届けましょう

交通事故のときは、けがの程度が軽くても必ず警察に届出し、人身事故として事故証明書を出してもらいましょう。



◆市区町村の窓口へ申請しましょう

法令により、速やかに後期高齢者医療広域連合に届出をすることが義務付けられていますので、市区町村の窓口へ第三者行為による被害届の申請をしてください。

■申請には何が必要？

- 第三者行為による被害届（市区町村の窓口にあります）
 - 被保険者証
 - 被保険者の印鑑
 - 事故証明書（後日可）など
- ※詳しくは市区町村の窓口へご確認ください。



障害認定申請について

一定の障がいのある65歳から74歳までの方のうち、申請により北海道後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

◆一定の障がいとは◆

- (1)国民年金などの障害年金1、2級を受給している方
- (2)身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの方
- (3)身体障害者手帳4級をお持ちの方で、次のいずれかに該当される方
 - ・音声障害 ・言語障害 ・下肢障害4級1号（両下肢の全ての指を欠くもの）
 - ・下肢障害4級3号（一下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの）
 - ・下肢障害4級4号（一下肢の機能の著しい障害）
- (4)精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方
- (5)療育手帳A（重度）をお持ちの方

◆脱退手続きについて◆

後期高齢者医療制度の被保険者（加入者）となる方は、それまで加入していた健康保険（国民健康保険、健康保険組合、共済組合等）から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになります。脱退手続きについては、各保険者へお問い合わせください。

◆申請先 住民課戸籍保険グループ

■後期高齢者医療制度に関するお問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合
（☎011-290-5601）
または住民課戸籍保険グループ